

## 海田税務署からのお知らせ【税務署申告会場】※入場に「入場整理券」が必要です。

申告会場の混雑緩和のため、海田税務署では2月15日(木)以前についても、申告相談を受け付けます。  
入場整理券は、会場で当日配付します(枚数制限有)。2月16日(金)以降については、LINEから事前発行することもできます。※国税庁LINE公式アカウントを友だち追加してください。



### 確定申告会場に来場を検討されている人へ

次回以降の確定申告をスムーズに行っていただくため、確定申告会場では原則としてご自身のスマホを利用した申告をご案内しています。スマホでの申告はご自宅からでも可能ですので、ご自宅から申告できるe-Taxを是非ご利用ください。



～確定申告会場に来場する人へのお願い～

- 発熱等の症状がある方や体調のすぐれない方は、無理をせずに、後日あらためて来場していただくようお願いいたします。
- 手洗い等の手指衛生に留意いただきますようお願いいたします。
- 確定申告会場は、状況により混雑する場合があります。必要に応じて、マスクの着用等をお願いいたします。

## 府中町役場申告会場（4階大会議室）※事前予約が必要です。

時 2月16日(金)～3月15日(金) (土・日・祝を除く) 午前9時～正午、午後1時～4時

- ◆原則ご自分で電子申告(e-Tax)により申請書を作成していただきます。ご不明な点については、操作補助を行います。
- ◆定員に達した場合、確定申告は税務署申告会場もしくは国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」をご利用ください。

役場申告会場の予約方法 予約受付期間 2月8日(木)～3月15日(金) (土日祝を除く)

◆Web予約  
(24時間受付)



◆電話予約【予約専用ダイヤル】☎500-9272  
予約受付時間 午前9時～正午、午後1時～5時(平日のみ)  
※電話予約は大変混雑しますので、インターネット予約をおすすめします。

### 役場で受付できない申告【申告相談は税務署へ】

- ◆申告の種類が【青色・分離・損失・修正】のもの ◆事業・不動産所得(初回申告) ◆譲渡所得(株、土地、建物の売却)
- ◆雑損控除 ◆住宅借入金等特別控除 ◆令和4年分以前の確定申告 ◆準確定申告

※役場の申告相談は住民サービスの観点から実施しているため、税務署の職員が不在です。国税に関する特殊な事例についての質問、相談はお受けできません。

### 自宅で申告書を作成しましょう

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」では、画面案内に従って入力すると自動計算し、申告書の作成を行ってくれます。スマホや自宅のパソコンで申告書を作成しましょう。



### 申告に必要なもの

- ◆令和5年中の所得(収入)がわかるもの(例:源泉徴収票など) ◆収支内訳書(※1) ◆医療費控除明細書(※2)
- ◆生命保険、地震保険などの控除証明書 ◆ふるさと納税などの寄附金証明 ◆社会保険料控除額がわかるもの(詳しくは20ページ)
- ◆申告者本人名義の口座番号がわかるもの(例:通帳) ※所得税の還付がある場合
- ◆マイナンバーカード(顔写真付き)、もしくはマイナンバー通知カードと本人確認書類(顔写真付きのものは1点「例:運転免許証」、そうでないものは2点「例:保険証と通帳」)

※収支内訳書、医療費控除明細書を持参する場合、未完成のものは受付できません

※1 事業・不動産所得の申告は、収入額と必要経費をあらかじめ収支内訳書にまとめて持参してください。

※2 医療費控除を受ける方は、事前に医療費の合計額や保険で補填される金額をまとめてください。

### 上場株式等の配当所得と譲渡所得等の課税方式が統一されます

これまででは所得税と町県民税(以下「住民税」)において異なる課税方式の選択が可能とされてきましたが、税制改正により、令和5年分の所得税の確定申告から、課税方式を所得税と一致させることとなりました。

所得税で申告不要を選択した場合は住民税も申告不要となり、所得税で総合課税を選択した場合は住民税も総合課税となります。

- ◆所得税で申告した場合、住民税においてもこれらの所得が合計所得金額や総所得金額等に算入されますので、個人住民税額や社会保険料(国民健康保険税や介護保険料、後期高齢者医療保険料など)などに影響する可能性があります。ご自身の判断のもと申告を行ってください。

# 所得税・町県民税の申告

申告期間

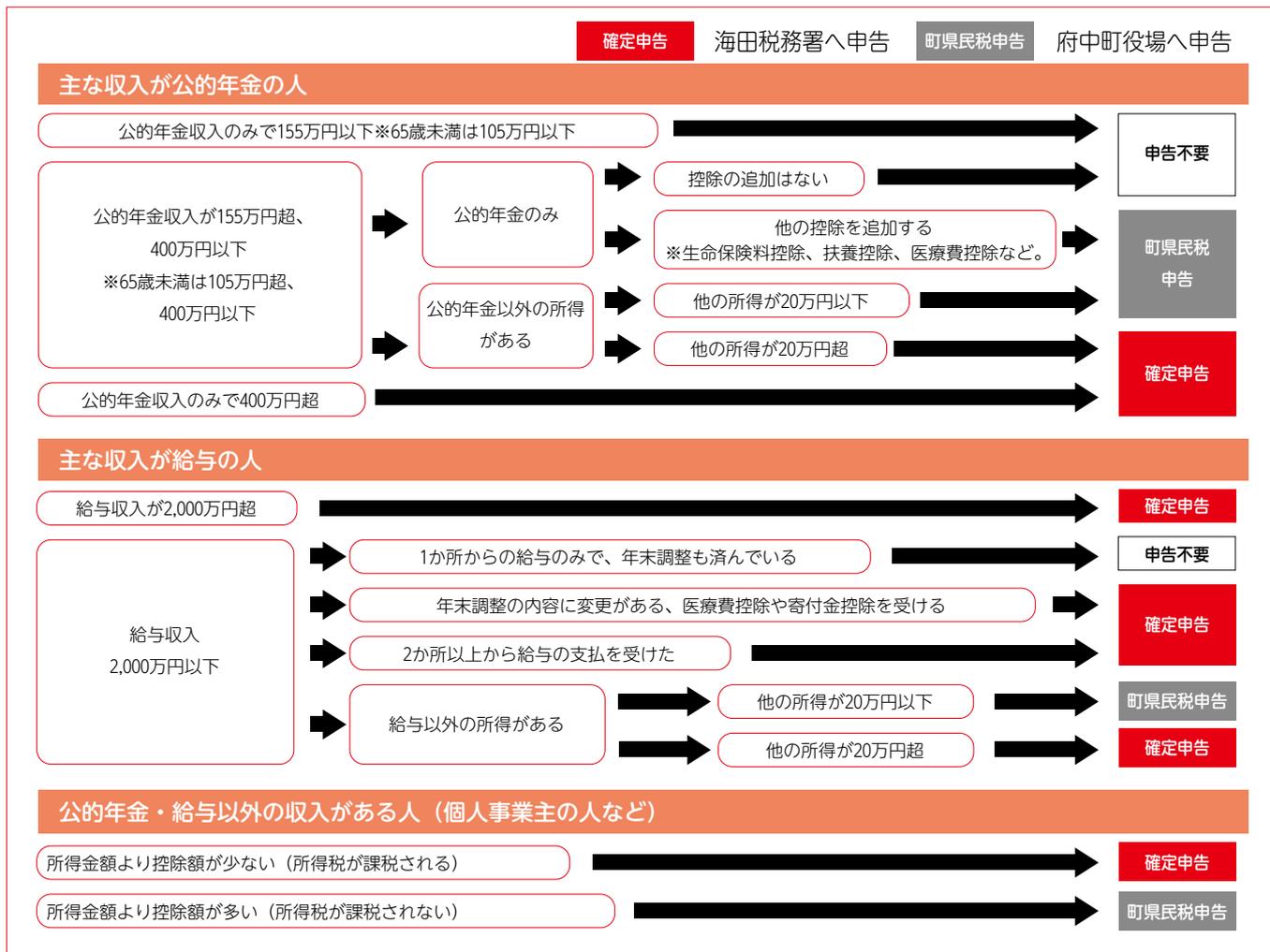
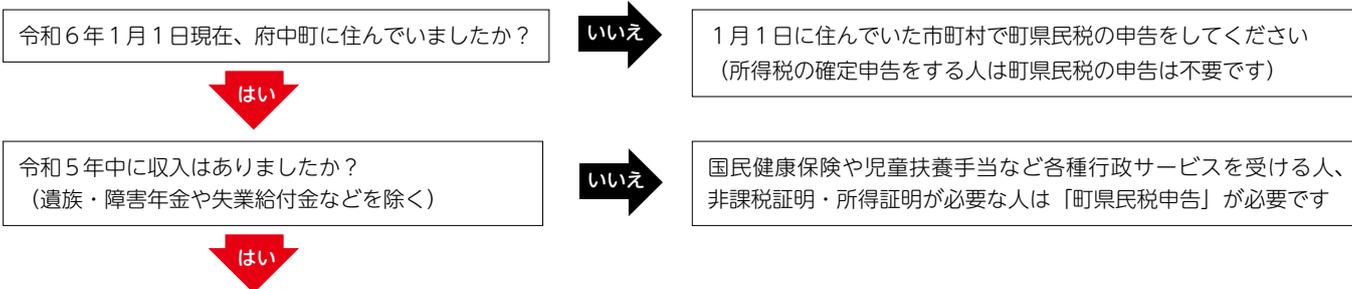
2月16日(金)～3月15日(金)

【所得税】海田税務署 ☎823-2131

【町県民税】税務課町民税係 ☎286-3143

所得税の申告は、毎年1月1日～12月31日の1年間に生じた所得の金額とそれに対する所得税等の額を自分で計算して確定させ、税務署に申告する手続きです。所得税の申告が不要な場合でも、町県民税の申告が必要な場合があります。

## 申告フローチャート【申告が必要かどうか確認できます】



※上記で **申告不要**・**町県民税申告** となっている場合でも、所得税の還付を受ける場合は、**確定申告** が必要です。その場合、**町県民税申告** は不要です。

※フローチャートは一般的な例を示しています。

※町県民税申告が必要な人は、府中町役場税務課へ申告してください。郵送でのご提出にご協力をお願いします。

送付先 〒735-8686 府中町大通3-5-1 府中町税務課町民税係